



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年6月5日（金） 第10403号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （人事課）	2
告 示	
○道路の区域変更（道路管理課）	3
○宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞（住宅政策課）	3
公 告	
○農地を利用する権利を設定する裁定（農業構造政策課）	4
○同	4
○開発工事の完了（建築課）	5
監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	5

■ 規 則

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月五日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第五十三号

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年群馬県規則第十一号）の一部を次のように改正する。
第七条の四中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第七条の四の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第七条の四の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第二項の規定による金額により支給されたもの（その額が六十六万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第七条の四の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

■ 告 示

◎群馬県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月5日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	境島村今泉線	伊勢崎市境島村字築場373番の231地先から同市同字同373番の286地先まで	前	19.4～36.7	37.8
			後	19.4～25.7	37.8

◎群馬県告示第152号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第1項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和8年6月5日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 聴聞の日時及び場所
 - (1) 日時 令和8年6月15日（月）午後2時00分
 - (2) 場所 群馬県庁181会議室（18階）
- 2 聴聞の件名 宅地建物取引業者への指示に係る聴聞
- 3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者への指示
- 4 根拠規定 法第65条第1項
- 5 聴聞の対象者
 - (1) 商号又は名称 株式会社ウェーブ
 - (2) 代表者氏名 柴田 慎
 - (3) 事務所所在地 群馬県前橋市石倉町四丁目6番地1
 - (4) 免許証番号 群馬県知事（2）第7446号
 - (5) 免許年月日 令和4年3月22日
 - (6) 有効期間 令和4年3月23日から令和9年3月22日まで
- 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

■ 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月5日

群馬県知事 山本 一 太

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
沼田市利根町輪組牛房原1055	畑	1,042	(亡) 藤井静夫
沼田市利根町輪組牛房原1088	畑	801	(亡) 藤井静夫
沼田市利根町輪組牛房原1009	畑	2,987	(亡) 藤井静夫

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和8年6月25日	令和13年6月24日まで (5年間)	596,285円 (年額24,691円/10a)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局沼田支局に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局沼田支局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月5日

群馬県知事 山本 一 太

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
沼田市利根町輪組牛房原1100番1	畑	4,001	(亡) 藤井静夫

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和8年6月25日	令和13年6月24日まで (5年間)	493,940円 (年額24,691円/10a)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局沼田支局に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局沼田支局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年6月5日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字秋妻字東耕地239-3、240-3	邑楽郡邑楽町大字秋妻240番地 岩崎智也

■ 監査委員告示

◎群馬県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定により、包括外部監査人正田章倫の監査の事務を補助する者の氏名等を次のとおり告示する。

令和8年6月5日

群馬県監査委員 石原 栄一
同 平田 稔
同 金子 渡
同 秋山 健太郎

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
田中（北原）陽子	群馬県甘楽郡甘楽町福島1337番地1	令和8年6月8日～ 令和9年3月31日
村越芳美	群馬県高崎市江木町484番地4	令和8年6月8日～ 令和9年3月31日

塚原 督 成	群馬県高崎市東貝沢町4丁目2番地37	令和8年6月8日～ 令和9年3月31日
立見 嘉 章	群馬県高崎市上小鳥町309番地19	令和8年6月8日～ 令和9年3月31日
宮 一 行 男	群馬県高崎市根小屋町2046番地2	令和8年6月8日～ 令和9年3月31日
佐久間 玄 任	兵庫県神戸市東灘区田中町1丁目6番14号	令和8年6月8日～ 令和9年3月31日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
